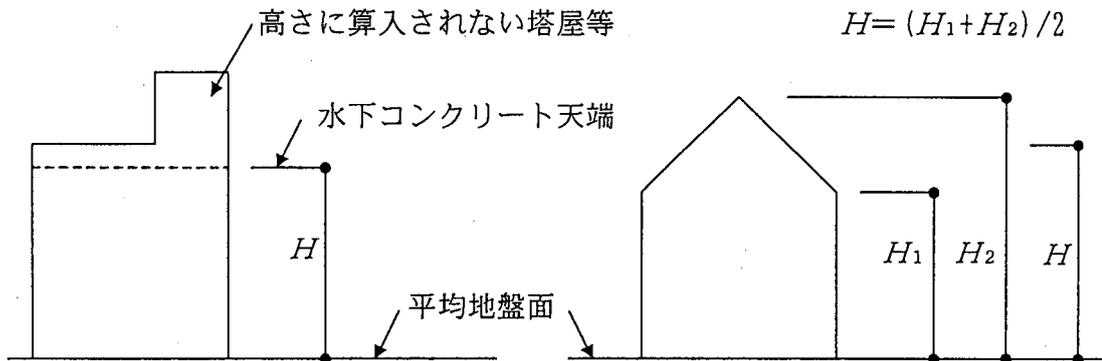


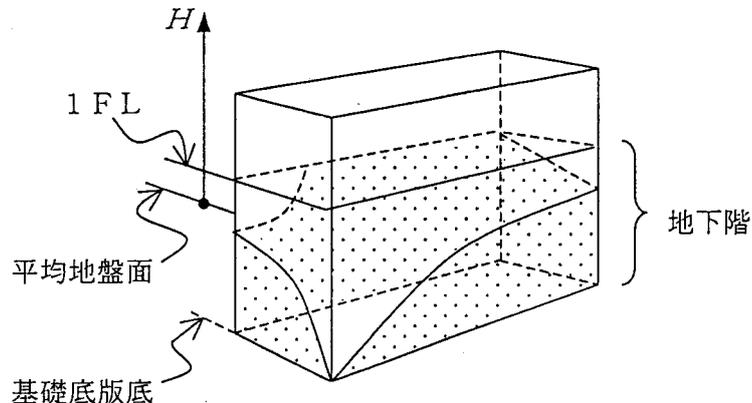
2-2	建築物の高さのとり方について
-----	----------------

構造計算のルートを判別するための建築物の高さは、令2条1項六号の高さとする。したがって、パラペットがある場合は、一般にパラペット上端までの高さとなる。

しかしながら、 Rt の算出に用いる建築物の一次固有周期を求める簡便式中の高さについては、建築物の質点モデルを想定した場合の高さとし、通常の場合は下図の H を目安とする。



また、地階がある場合の一次固有周期を求める簡便式中の高さは、地階の階高の2/3以上が全て地盤と接している場合、地階部分の外周囲が下図のように全周囲の75%程度以上が地盤と接している場合、又はドライエリアにあって剛強な梁によって周辺地盤と一体となっている場合は、平均地盤面からの高さとする。なお、その他の場合は、状況により検討を行い、建築物の振動性状に応じた高さ、又は建築物に最も不利な高さとする。



参考文献等	構造関係法令集、Q&A集
-------	--------------

塔状建築物に関する取扱いを以下に定める。

第1. 適用範囲

塔状比（高さ（ H ）の幅（ B ）に対する比）が4を超え6以下の建築物を対象とする。なお、特別な調査研究等に基づき建築物の安全性が確認された場合は本取扱いによらないことができる。

第2. 構造設計方針

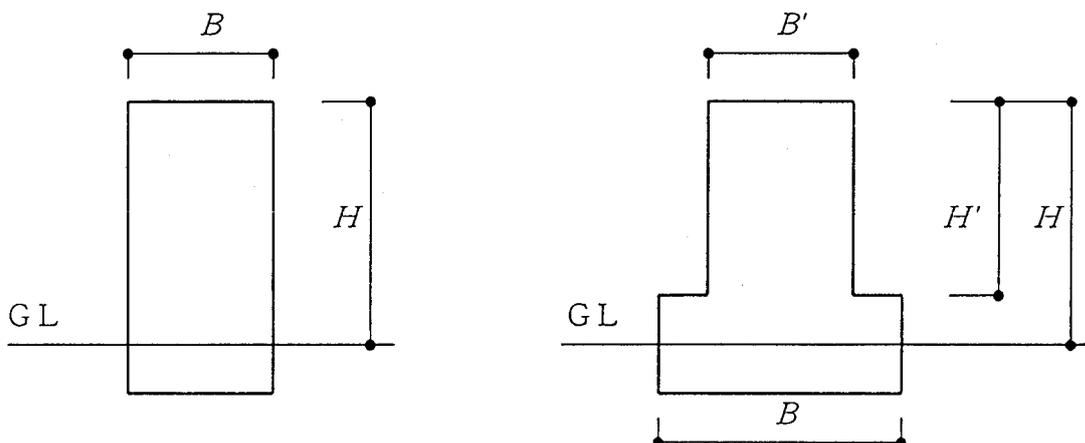
- (1) 一次設計の層間変形角は構法にかかわらず1/200以内とする。
- (2) 一次設計の浮上り抵抗力は、原則として基礎及び基礎杭自重（水中重量を考慮する）のみとする。
- (3) 鉄骨造における柱脚は、固定（地中梁埋込み型が望ましい）を原則とする。
- (4) 転倒に対しては、浮上りのみでなく圧縮側の基礎の検討を行うこと。
- (5) 4本柱となる場合は、斜め方向加力の検討を行うこと。

【解説】

第1 高さ（ H ）とは令2条1項六号による高さとする（したがって、一般にパラペットがある場合にはパラペットの天端となる）。建築物の幅（ B ）については建物柱の外面寸法とする。塔状比とは、 H/B を指すが、 H'/B' についても同様に取扱うものとする（下図参照）。

特別な調査研究等とは、指定性能評価機関において任意の技術評定を受けることとすることができる。

なお、塔状比が6を超える場合は、指定性能評価機関において任意の技術評定を受けるものとする。



第 2

- (1) 令 82 条の 2 に規定される「建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれがない場合」であっても、層間変形角は 1/200 以内とする。
- (2) 浮上り抵抗に杭の摩擦は考慮しないこと。
- (3) 指定性能評価機関の評定工法による露出柱脚等も可とする。
- (4), (5) 塔状比に関わらず検討することが望ましいが、塔状比が大きくなれば特に注意を要するため、確認申請書に検討結果を添付すること。

参考文献等	構造関係法令集
-------	---------